

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程（平成6年岩手県教育委員会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後									
別表（第2条関係） 許認可等標準処理日数一覧表							別表（第2条関係） 許認可等標準処理日数一覧表									
区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経 由 機 関		主管 課等	処 理 日 数	区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経 由 機 関		主管 課等	処 理 日 数	
				経 由 日 数	経 由 日 数							経 由 日 数	経 由 日 数			
[略]							[略]									
社会 教育 ・体 育	[略]						20	[略]	20	社会 教育 ・体 育	[略]					
	2	博物館の 登録	博物館法（昭 和26年法律第 285号）第12 条	20	[略]	20					2	博物館の 登録	博物館法（昭 和26年法律第 285号）第11 条	60	[略]	60
	3	博物館相 当施設の指 定	博物館法施行 規則（昭和30 年文部省令第 24号）第19条	20	[略]	20					3	博物館に 相当する施 設の指定	博物館法第31 条第1項	30	[略]	30
[略]							[略]									
[略]							[略]									

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。